



2019年10月1日から軽減税率がスタート

2019年10月1日より、消費税を現在の8%から10%へ引き上げられます。同時に特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めること「軽減税率制度」といい、税率は8パーセントのまま据え置かれることになっています。日本が軽減税率を導入することにより何が変わるのかといいますと消費者のライフスタイルはもちろん、小売サービス業・飲食業の店舗運営も大きく変わることになります。店舗側は、スタッフの教育やシステムの準備などが必要になってくるのです。導入が始まって混乱しないように軽減税率について今から対策しておく必要があります。

軽減税率が対象になる品目は大きく2種類です。「酒類」「外食」「ケータリング・出張料理等」を除く飲料食品、定期購読契約をした新聞（週2回以上発行）となります。外食かどうかの線引きがわかりづらく、家に持ち帰って食べるかどうかを判断基準にすると良いでしょう。

2019年10月1日から軽減税率がスタート

軽減税率とは

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率が導入される

外食する場合は消費税10%

- ① 外食（店内で食事）
- ② フードコートでの飲食
- ③ フードコート内での飲食
- ④ ケータリング・出張料理等
- ⑤ 酒類
- ⑥ 医薬品・医薬部外品

家に持ち帰る場合、消費税8%
店舗で食べる場合、消費税10%

諸費税
8%

- ① 野菜・米・肉・魚・水・ノンアルコールドリンク
- ② 牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト
- ③ スーパー等で買える加工食品
- ④ そば屋の出前
- ⑤ ピザ屋の宅配
- ⑥ 屋台での軽食（テーブル、椅子等の飲食設備がない場合）
- ⑦ 寿司屋の「お土産」
- ⑧ コンビニ等の弁当・惣菜（持ち帰り）
- ⑨ 有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等

海外の軽減税率事情

日本では初めての導入となる軽減税率ですが、海外では一足早く導入されています。EU加盟国である28カ国のうち、実に21カ国が軽減税率を導入し、味派では中国・韓国が導入しています。

イギリスでは、税率20%に対し、食料品・水道水・新聞雑誌・書籍・国内旅客輸送・医療品・居住用建物の建築・障害者用機器等は税率0%となっております。温かいお持ち帰り商品は20%の標準税率ですが、スーパーのお惣菜等冷たい商品の税率は0%。アフタヌーンティーによく食べるケーキ・ビスケットは税率0%となっています。

ドイツでは、税率 19% に対し、食料品・水道水・新聞雑誌・書籍・旅客輸送・宿泊施設の利用等は軽減税率 7%。日本と同じように店内飲食用かお持ち帰り用かで税率が異なります。テイクアウトすると「食料品」扱いで軽減税率 7% が適用されます。

フランスの軽減税率は細かく決められています。税率 19.6% に対し、旅客輸送・肥料・宿泊施設の利用・外食サービス等は 7% の税率、書籍や食料品は 5.5% の軽減税率を適用しています。食品の中でも贅沢品や輸入物については標準税率になっています。軽減税率の導入は生活への影響を配慮するだけでなく、国内産業を保護する目的もあるなど国によって導入する品目は様々です。

軽減税率を導入して住宅産業界は何が変わる？

すまい給付金の対象条件が拡大され、これまで給付基礎額が最大 30 万円から最大 50 万円までに引き上げられます。また、775 万円以下の収入の方まで給付金の対象条件が引き上がります

消費税が10%に引き上げられた場合、すまい給付金の対象条件拡大

すまい給付金 対象条件

- ① 不動産登記上の
持分保有者
- ② 住宅への居住が
確認できる者
- ③ 収入が一定以下(目安)
[8%時] 510万円以下
[10%時] 775万円以下
- ④ 年齢50才以上
住宅ローンを
利用しない場合

消費税8%の場合

収入目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円以上475万円以下	6.89万円以上8.39万円以下	20万円
475万円以上510万円以下	8.39万円以上9.38万円以下	10万円

消費税10%の場合

収入目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円以上525万円以下	7.60万円以上9.79万円以下	40万円
525万円以上600万円以下	9.79万円以上11.90万円以下	30万円
600万円以上675万円以下	11.90万円以上14.06万円以下	20万円
675万円以上775万円以下	14.06万円以上17.26万円以下	10万円

中古住宅を取得した場合（住宅借入金等特別控除）

概要

- ① 個人が住宅ローン等を利用してマイホームを新築・取得又は増改築等した場合
- ② 平成33年（2021年）12月31日までに住み始める

要件

【新築・中古共通条件】

- ① 床面積が50平方メートル以上であること
- ② 自分が住んでいる住宅であること
- ③ 新築または中古住宅取得の日から6カ月以内に住み、その年の12月31日まで継続して住んでいる
- ④ 借入期間10年以上の住宅ローン
- ⑤ 年収3000万円以下であること

【中古住宅固有の条件】

- ① 耐震基準を満たしている中古住宅であること
- ② 築25年以内の耐火建築物・築20年以内の木造住宅

税率の 計算

- ① 平成26年1月1日～平成33年（2021年）12月31日まで新築・増改築等した建物に住み始める
- ② 控除期間は10年間
- ③ 1～10年目・・・年末残高等×1%（40万円）
※住宅の取得等が特定取得以外の場合は20万円

手続

- ① （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書
- ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ③ 登記事項証明書
- ④ 売買契約書の写し等
- ⑤ 中古住宅に当たる場合、耐震基準適合証明申請書
- ⑥ 請負契約書の写し
- ⑦ 給与所得の源泉徴収票